◎新潟県訓令第18号

本　　庁
地域機関

令和８年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和８年11月16日から実施する。

令和８年11月16日

新潟県知事　　花　角　　英　世

令和８年度の組織改正に伴う関係訓令の一部を改正する訓令

（新潟県事務決裁規程の一部改正）

第１条　新潟県事務決裁規程（昭和35年３月新潟県訓令第８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表第６（第15条関係）
(1)　(略)
(2)　地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項
<table>
<tr><th>専決権限を有する者</th><th>専　決　事　項</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>東京事務所副所長</td><td>(1)・(2)　(略)
(3)　職員（副所長以上の者を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。
(4)　職員（副所長以上の者を除く。）の特殊勤務の命令をすること。
(5)　職員（副所長以上の者を除く。）の当直勤務の命令をすること。
(6)～(11)　(略)</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>大阪事務所副所長</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>企業誘致・投資促進営</td><td>(1)　職員（東京都千代田区に所在する庁舎に勤務する職員に限</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第６（第15条関係）
(1)　(略)
(2)　地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項
<table>
<tr><th>専決権限を有する者</th><th>専　決　事　項</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>東京事務所の国会、中央官庁等との連絡調整に関する事務を担当する副所長</td><td>(1)・(2)　(略)
(3)　職員（副所長以上の者を除き、行政組織規則第67条第１号、第２号及び第４号に掲げる事務を担当する職員（以下「調査担当職員」という。）に限る。）の時間外勤務等の命令をすること。
(4)　職員（副所長以上の者を除き、調査担当職員に限る。）の特殊勤務の命令をすること。
(5)　職員（副所長以上の者を除き、調査担当職員に限る。）の当直勤務の命令をすること。
(6)～(11)　(略)</td></tr>
<tr><td>東京事務所の県外企業の誘致の促進に関する事務を担当する副所長</td><td>(1)　職員（副所長以上の者を除き、行政組織規則第67条第３号に掲げる事務を担当する職員（以下「誘致担当職員」という。）に限る。）の時間外勤務等の命令をすること。
(2)　職員（副所長以上の者を除き、誘致担当職員に限る。）の特殊勤務の命令をすること。
(3)　職員（副所長以上の者を除き、誘致担当職員に限る。）の当直勤務の命令をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>大阪事務所副所長</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	業本部の東京都千代田区に所在する庁舎に勤務する副営業本部長	る。以下この項において同じ。）（係長に相当する者以上の者を除く。）の旅行の命令（５日以上に係るものを除く。）をすること。 (2) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の旅行の復命（５日以上に係るものを除く。）を受けること。 (3) 職員（副営業本部長以上の者を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員（副営業本部長以上の者を除く。）の特殊勤務の命令をすること。 (5) 職員（副営業本部長以上の者を除く。）の当直勤務の命令をすること。 (6) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の休暇等の承認等（５日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。 (7) 一般職員勤務時間条例第６条の規定による職員（営業本部長を除く。次号及び第９号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8) 一般職員勤務時間条例第９条の３第１項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。 (9) 一般職員勤務時間条例第11条第１項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。 (10) 軽易な証明書の発行をすること。 (11) 職員の身分証明書の発行をすること。 (12) 職員の被服の貸与をすること。 (13) 公用自動車の使用を承認すること。 (14) 登退庁簿の確認をすること。 (15) 新潟県行政文書管理規程第42条第２項の規定により、ファイル基準表を作成すること。 (16) 新潟県行政文書管理規程第43条第１項の規定により、完結文書の保存期間を決定するこ				

		と。 (17)　新潟県行政文書管理規程第44条の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。 (18)　健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。 (19)　軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。 (20)　その他営業本部長の指定する事項					
	企業誘致・投資促進営業本部の大阪市に所在する庁舎に勤務する副営業本部長	(1) 職員（大阪市に所在する庁舎に勤務する職員に限る。以下この項おいて同じ。）の旅行の命令（５日以上に係るものを除く。）をすること。 (2) 職員の旅行の復命（５日以上に係るものを除く。）を受けること。 (3) 職員の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 職員の当直勤務の命令をすること。 (6) 職員の休暇等の承認等（５日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。 (7) 一般職員勤務時間条例第６条の規定による職員（営業本部長を除く。次号及び第９号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8) 一般職員勤務時間条例第９条の３第１項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。 (9) 一般職員勤務時間条例第11条第１項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。 (10)　軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。 (11)　その他営業本部長の指定す					

	る事項
（略）	

(3)・(4)　（略）

別表第７（第15条関係）

(1)　（略）

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
（略）	
東京事務所副所長	東京事務所長
企業誘致・投資促進営業本部副営業本部長	企業誘致・投資促進営業本部長
（略）	

別表第８（第16条関係）

(1)　（略）

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

区分	代決の順序
東京事務所	(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは副所長、所長及び副所長がともに不在のときは総括所長代理 (2) 副所長の権限の代決 副所長が不在のときは、総括所長代理

（略）	

(3)・(4)　（略）

別表第７（第15条関係）

(1)　（略）

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
（略）	
東京事務所副所長	東京事務所長（東京事務所副所長のいずれかが長期にわたり不在の場合において東京事務所長が当該副所長の専決事項を専決する者として他の副所長を指定したときは、当該副所長）
（略）	

別表第８（第16条関係）

(1)　（略）

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

区分	代決の順序
東京事務所	(1) 所長の権限の代決 ア　行政組織規則第67条第１号、第２号及び第４号に掲げる事項 所長が不在のときは国会、中央官庁等との連絡調整に関する事務を担当する副所長（以下「調査担当副所長」という。）、所長及び調査担当副所長がともに不在のときは県外企業の誘致の促進に関する事務を担当する副所長（以下「誘致担当副所長」という。）、所長、調査担当副所長及び誘致担当副所長がともに不在のときは総括所長代理 イ　行政組織規則第67条第３号に掲げる事項

（略）	
大阪事務所	（略）
企業誘致・投資促進営業本部	(1) 営業本部長の権限の代決 営業本部長が不在のときは、その事務を担当する副営業本部長（以下この項において「主務副営業本部長」という。） (2) 主務副営業本部長の権限の代決 主務副営業本部長が不在のときは、その事務を担当する営業本部長代理
（略）	

	所長が不在のときは誘致担当副所長、所長及び誘致担当副所長がともに不在のときは調査担当副所長 (2) 調査担当副所長の権限の代決 調査担当副所長が不在のときは誘致担当副所長、調査担当副所長及び誘致担当副所長がともに不在のときは総括所長代理 (3) 誘致担当副所長の権限の代決 誘致担当副所長が不在のときは、調査担当副所長
（略）	
大阪事務所	（略）
（略）	

（新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正）

第２条　新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年４月新潟県訓令第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表（第２条関係） (1)～(14)　（略） <u>(15)　企業誘致・投資促進営業本部における企業の誘致及び投資の促進の業務</u>	**別表**（第２条関係） (1)～(14)　（略）

（新潟県行政文書管理規程の一部改正）

第３条　新潟県行政文書管理規程（令和２年３月新潟県訓令第５号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第３（第68条関係）	**別表第３**（第68条関係）

記　号	所の名称

記　号	所の名称

（略）	（略）
新　阪　事	（略）
新　企　投	企業誘致・投資促進営業本部
（略）	（略）

注　（略）

（略）	（略）
新　阪　事	（略）
（略）	（略）

注　（略）